

## おおたけPRキャラクター「コイちゃん」の利用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市（以下「市」という。）の魅力等を印象強く、かつ、効果的に発信することを目的としたおおたけPRキャラクター「コイちゃん」（以下単に「キャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(呼称)

第2条 キャラクターの呼称は、「コイちゃん」とする。

2 キャラクターを利用するときは、原則として、キャラクター付近の余白に、呼称を明記するものとする。ただし、事前に明記しない旨の市長の許可を得たものを除く。

(デザイン等)

第3条 キャラクターのデザインは、別図のとおりとする。ただし、第5条第2項に掲げる場合又は第6条第1項に規定する利用の許諾を受けた場合であって、第1条の目的を達成すると認めるときは、キャラクターの色、ポーズ等を改変できるものとする。

(権利)

第4条 キャラクターに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(利用の申請)

第5条 キャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長にキャラクター利用許諾申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）にキャラクターを利用しようとする期間を記載し、次に掲げるものを添えて提出し、利用の許諾を受けなければならない。

- (1) キャラクターを利用するものの見本（イメージイラスト等）
- (2) 改変後のキャラクターのデザイン（キャラクターを改変する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、申請を省略することができる。

- (1) 市が直接行う事業等に使用する場合
- (2) 市が構成員に含まれ、又は事務局を行う団体が使用する場合
- (3) 市の他の規定に基づき使用する場合
- (4) その他市長が適当と認める場合

(利用の許諾)

第6条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、利用を許諾（以下「利用許諾」という。）するときはキャラクター利用許諾書（様式第2号。以下「利用許諾書」という。）により、利用を許諾しないときは利用不許諾通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により許諾する場合において、市長は、キャラクターの利用に係る必要な条件を付すことができる。

3 キャラクターの利用許諾の期間（以下「利用期間」という。）は、原則として3年以内とし、申請書に記載の期間とする。

4 第1項の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用期間の満了後において、引き続きキャラクターを利用しようとするときは、前条の規定により改めて利用許諾を受けなければならない。

（利用許諾の制限）

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、キャラクターの利用を許諾しないものとする。

- （1） 申請書に記載の内容と異なる利用のおそれがあると認められるとき。
- （2） 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- （3） 市の信用若しくは品位又はキャラクターのイメージ等を損なうおそれがあると認められるとき。
- （4） キャラクターを利用したものの製品等について、その品質等を市又はキャラクターが保証すると誤解を生むとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- （5） キャラクター自体を販売目的とした商品とするとき。
- （6） 特定の政治、思想、宗教的活動に利用されると認められるとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- （7） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくは同条第6号に掲げる暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者若しくはこれらの者が経営に実質的に関与している者が、営利目的又はPR等の目的で利用する可能性があると認められるとき。
- （8） その他市長がキャラクターの利用について適当でないとき。

（利用料）

第8条 キャラクターの利用料は、無料とする。

（利用許諾後の提出物）

第9条 利用者は、次に掲げるものを提出しなければならない。

- （1） 利用許諾に係る完成品の写真等

(2) 利用許諾に係る完成品に利用したキャラクターのデザイン（キャラクターを改変した場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認めるもの  
(許諾内容の変更)

第10条 利用者は、利用許諾の内容に変更が生じるときは、あらかじめ市長に申請書に利用許諾書の写し及び変更後の第5条第1項に掲げる必要なものを添えて提出し、利用許諾を受けなければならない。

2 前項の変更に係る利用許諾については、第6条から前条までの規定を準用する。

(利用者の責任)

第11条 利用者は、キャラクターの利用許諾に係る完成品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。

2 利用者は、キャラクターの利用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第12条 利用者が、第三者の承諾なくキャラクターの利用により第三者の権利を侵害したときは、その侵害についての一切の責を市は負わないものとする。

(目的外利用及び権利譲渡の禁止)

第13条 利用者は、利用許諾書に付された事項（以下「許諾事項」という。）以外の目的にキャラクターを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許諾の取消し)

第14条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

(2) 許諾事項に違反したとき。

(3) 許諾された申請書の内容と異なるとき。

(4) 第7条各号に該当することが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、利用許諾取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用許諾を取り消された利用者は、これによって損失を受けることがあっても、市はその損失を補償しない。

(実態の調査)

第15条 市長は、利用者に対し、利用の実態について実績の報告等を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にされている改正前の“おおたけ”PRキャラクター使用取扱要綱の規定に基づきキャラクターの使用を承諾され、使用していたものは、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号～第4号(省略)

別図（第3条関係）

(1) カラー



(2) モノクロ

